

欧州の新たな化学品規制（REACH規則）の施行について

平成19年6月1日

製造産業局

化学課

本年6月1日（金）に、欧州の新たな化学品規制（REACH規則）が施行されます。概要につきましては、別添資料をご覧ください。

なお、REACHの施行直後に生じる義務は、別添資料の義務内容④である「危険有害等物質（第31に規定）である化学物質・調剤の供給者が、SDS（Safety Data Sheet）にて受領者（事業者）に物質情報を伝達しなければならないこと」ですが、本義務は、実質的にはEU域内において従前から使用されていたSDS様式の若干の変更にて対応されるものです。

また、REACHの本格的な運用は、欧州化学品庁が発足する来年6月1日以降となる見込みです。

今後、当省としても、REACH対応に向けた各種対策を講じていく予定としております。

【問合せ先】

経済産業省製造産業局化学課

担当：田中、釜瀬、鈴木

e-mail：tanaka-hiroyuki@meti.go.jp

kamase-toshiyuki@meti.go.jp

suzuki-tatuya@meti.go.jp

TEL：03-3501-1737